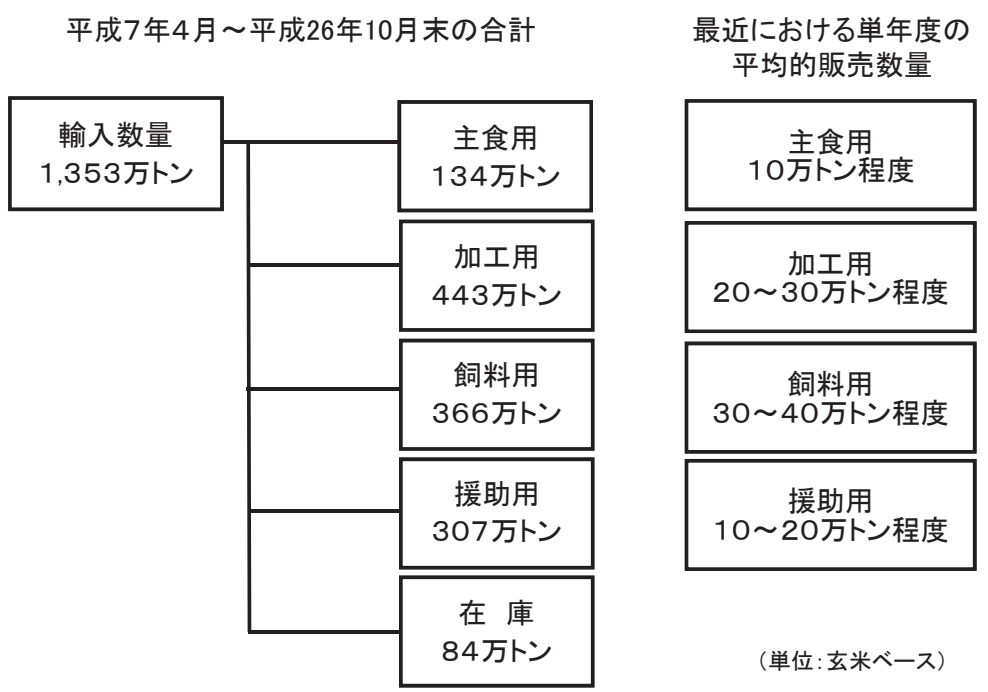


# 52 MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途(主として加工食品の原料用)を中心に販売
- MA米に対する加工用等の需要は、その輸入数量ほど多くはないため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

## ○ MA米の販売状況(平成26年10月末現在)



注1:「輸入数量」は、平成26年10月末時点の政府買入実績。また、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した15万トンが含まれる。  
 注2:「主食用」は、主に外食産業などの業務用。  
 (※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(130万トン)、飼料用等(116万トン)に活用。)  
 注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。  
 注4:「在庫」は、平成26年10月末時点の数量。  
 注5:在庫84万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

## ○ MA米の販売状況(年度別)

(単位: 万玄米トン)

販売先	8 RY	9 RY	10 RY	11 RY	12 RY	13 RY	14 RY	15 RY	16 RY	17 RY	18 RY	19 RY	20 RY	21 RY	22 RY	23 RY	24 RY	25 RY	26 RY	合計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	134
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	15	443
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	366
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	307
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	84	—

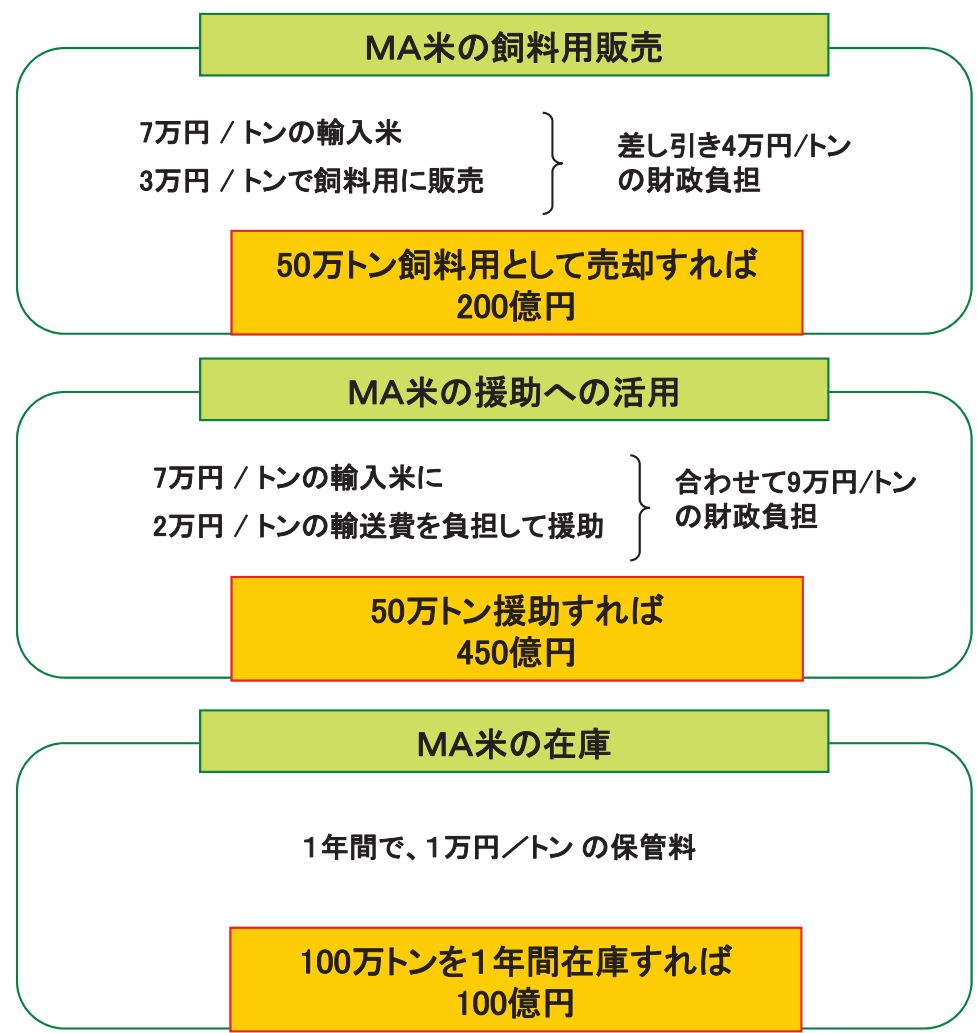
注1: RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である  
 (例えば26RYであれば、平成25年11月から平成26年10月まで)。  
 注2:この他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用に販売した15万トンがある。  
 注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

## ○ MA米の食糧援助への活用にあたっての留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
  - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念  
 → 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
  - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出  
 → 輸入品と国産品を同じように扱う必要

□ MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

## ○ MA米の売買差損・保管料等



注: 平成25年度のデータを基に試算。

## ○ MA米の損益全体

(単位: 億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384

注4

	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)
売買損益①	▲22	16	49	▲25	▲135	▲228	▲224	36	▲28
売上原価	▲439	▲546	▲597	▲595	▲779	▲611	▲649	▲501	▲485
買入額	▲523	▲493	▲577	▲646	▲708	▲506	▲630	▲518	▲498
売却額	417	562	646	570	644	383	425	537	457
管理経費②	▲185	▲240	▲265	▲179	▲203	▲152	▲138	▲121	▲122
保管料	▲170	▲184	▲133	▲92	▲113	▲92	▲92	▲82	▲86
損益合計 (①+②)	▲207	▲224	▲216	▲204	▲338	▲380	▲362	▲85	▲150

注1: 「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高」により算出。  
 注2: 「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。  
 注3: 「管理経費」は、保管料、運搬費等。  
 注4: 平成11~13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。  
 注5: MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。(WTOに提訴されてルール違反が認定されれば、現在の運用を維持できなくなる。)
- 一方、輸出国からは、高水準の枠外税率に加え、日本の消費者へのアクセスが十分でない等の意見。

## ○ 主なWTO協定のルール

- ・ **ガット第2条(譲許表)**  
加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。
- ・ **ガット第3条(内国民待遇)**  
輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。
- ・ **ガット第17条(国家貿易企業)**  
国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。
- ・ **農業協定第4条(市場アクセス)**  
原則として通常関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

## ○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2014年3月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</li> <li>○ 米国政府の対応方針 日本によるWTO上のコメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</li> <li>○ 枠外関税 輸入禁止的な高い水準の税率により、枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、中国産米の対日輸出が困難。</li> <li>○ 中国政府の対応方針 日本がMA制度の透明性を向上させることを期待。</li> <li>○ 枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、枠外輸入数量を極めて少なくしている。</li> </ul>

- 2000年以降、更なる貿易自由化に向け、WTO農業交渉が行われている。我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を主張。
- しかしながら、我が国のコメの輸入についても、大幅な関税削減か、あるいはMA米数量の拡大が求められている。

○ WTO交渉の経緯

2000年3月 農業交渉開始

2001年11月 ドーハ閣僚会議(ドーハ・ラウンド立ち上げ)

2004年7月 枠組み合意

- ・ 原則として全ての品目(「一般品目」)について、大幅な関税削減
- ・ 一部の特にセンシティブな品目(「重要品目」)について、一般品目より低い関税削減と、関税割当の拡大の組み合わせで、市場アクセスを改善 等

現在 枠組み合意を踏まえて、「モダリティ」(関税削減率、重要品目の数、関税割当の拡大幅等のルール)について交渉中

(今後の見通し:モダリティ合意 → 譲許表交渉(個別の品目毎の関税率等を決定) → 最終合意)

○ WTO農業交渉議長のモダリティ案(平成20年12月6日)を我が国のコメに当てはめた試算

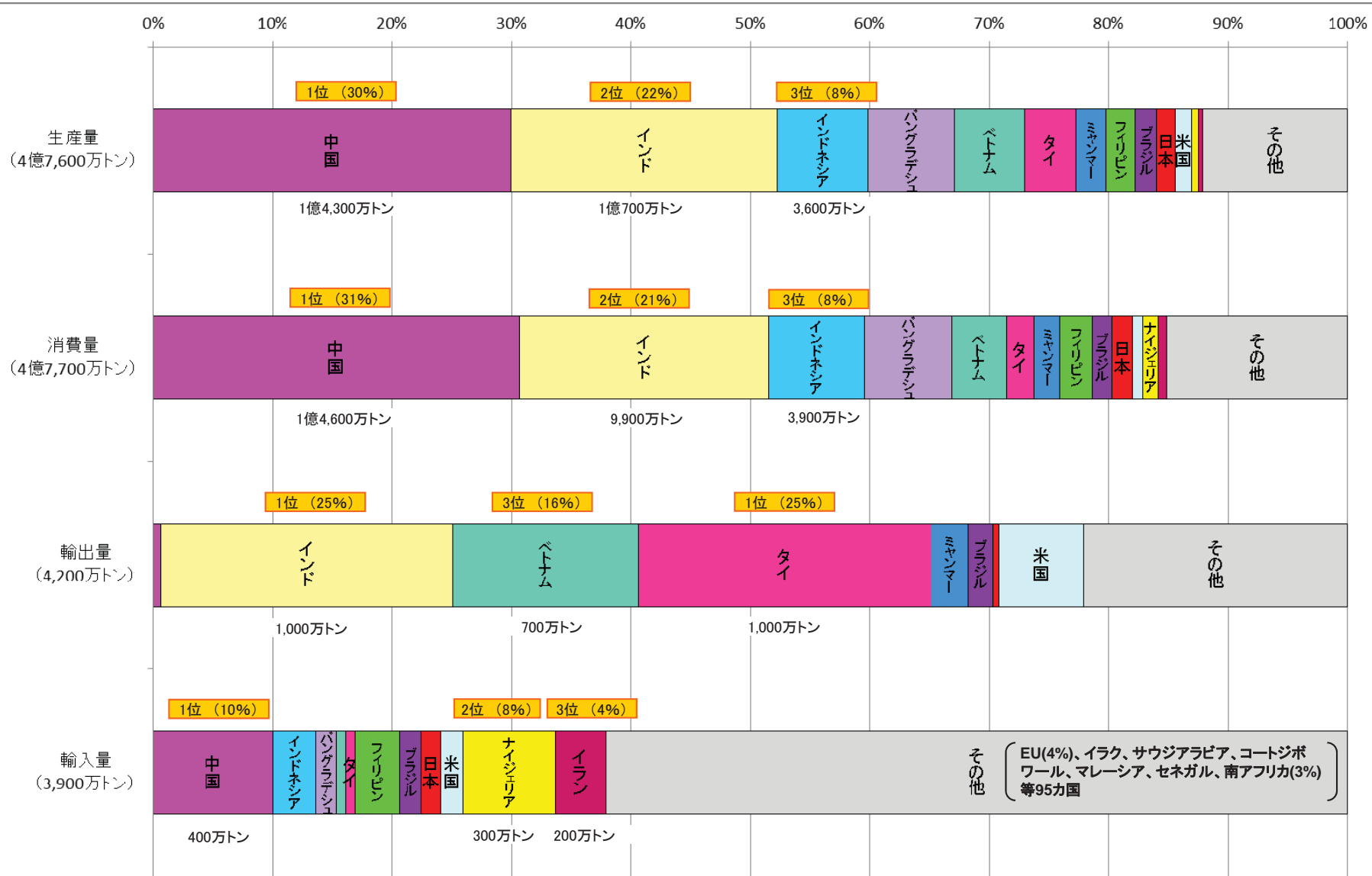
	現在	「一般品目」とした場合	「重要品目」とした場合
関税 (枠外税率)	341円/kg (従価税換算値778%)	大幅に削減 (70%カット→102円/kg)	一般品目より緩やかに削減(以下の3パターンから選択) ①70%の2/3カット→182円/kg ②70%の1/2カット→222円/kg ③70%の1/3カット→261円/kg
関税割当 (MA米の数量)	77万トン	拡大なし (77万トンのまま)	上記の3パターンに応じ拡大 ①国内消費量の3%(約28万トン)+α拡大 ②国内消費量の3.5%(約33万トン)+α拡大 ③国内消費量の4%(約37万トン)+α拡大

注1:「重要品目」とした場合の関税割当拡大幅は、基本は①は3%、②は3.5%、③は4%だが、関税削減後の関税率(従価税換算値)が100%超であれば0.5%追加。  
[更に、一般品目で関税削減後に関税率100%超の品目がある場合や重要品目の数の追加に伴う拡大があり得る。]

注2:「重要品目」とした場合の関税割当拡大数量は、需給表等による国内消費量('03-'05平均)を基にした試算値。

# (参考1) 世界の米需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界の米生産量は4.8億精米トン(うち日本は2%)。第1位は中国(1.4億トン)で全体の30%を占める。
- 世界の米の輸出量は、4千万精米トン。このうち、第1位はインドとタイでそれぞれ全体の25%を占め、ベトナムが16%で続いている。



日本 872万玄米トン

日本 870万玄米トン

日本 10万玄米トン  
(援助用含む)

日本 83万玄米トン  
(調製品等含む)

※上記データは食料需給表 (2013年度)から引用

出典: 「PS & D」(米国農務省)(2013/14年度、精米ベース)(2014年11月時点)

# (参考2) 米輸出国の動向

- 米の生産に占める貿易の割合(貿易率)は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを入力。

## 中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。一方、輸入量も増加しており、2012/13年より世界第一位のコメ輸入国となった。
- ・ 現在、日本向けは東北3省の短粒種が中心。日系企業の投資等により品質向上。

## タイ

- ・ 長年、世界第1位のコメ輸出国だったが、近年は年によりインド、ベトナムに抜かれる。
- ・ 日本向けにも長粒種を輸出。

## ベトナム

- ・ 世界第3位のコメ輸出国。価格はタイより安い。
- ・ 日本向けの輸出実績あり。

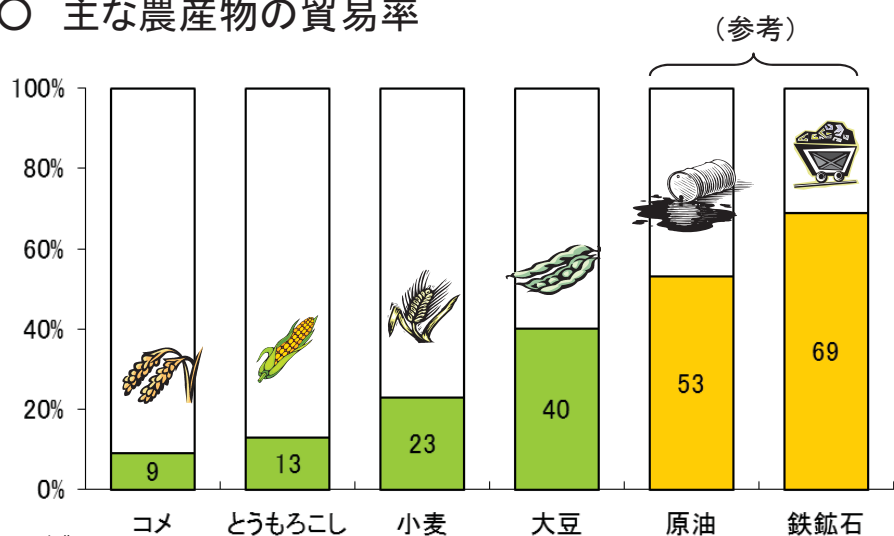
## 米国

- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心(生産の約半分を輸出)。
- ・ 日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・ カリフォルニアでは、2013年の冬より続く干ばつにより生産量が減少している。

## 豪州

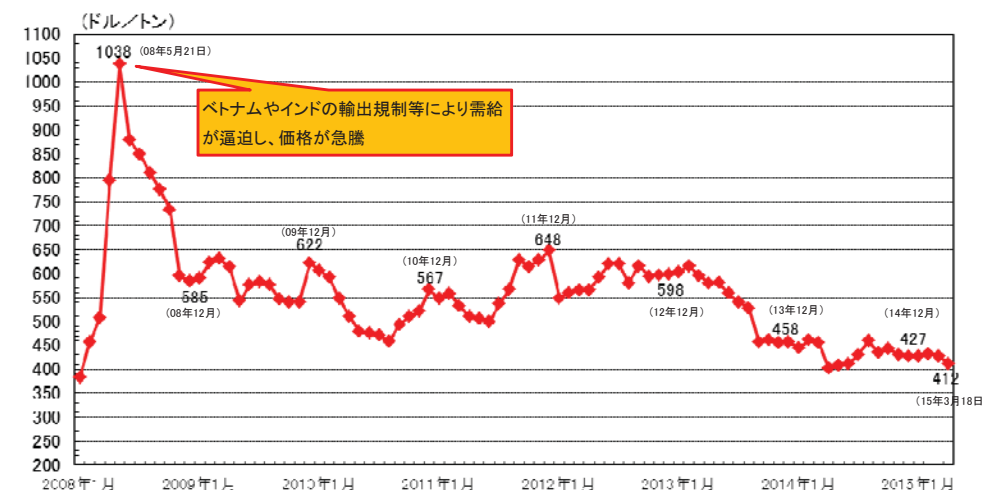
- ・ 主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・ 生産量は、大干ばつ(2006年)で大きく減少したが、近年回復。

## ○ 主な農産物の貿易率



出典：  
 コメ、とうもろこし、小麦、大豆：PSD(米国農務省)(2013/14)、  
 原油：「KEY WORLD ENERGY STATISTICS 2014(IEA)」(2012年の数値)  
 鉄鉱石：「Steel Statistical Yearbook 2014(World Steel Association)」(2013年の数値)  
 (注) 貿易率=世界の輸出入量/世界の生産量×100

## ○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移

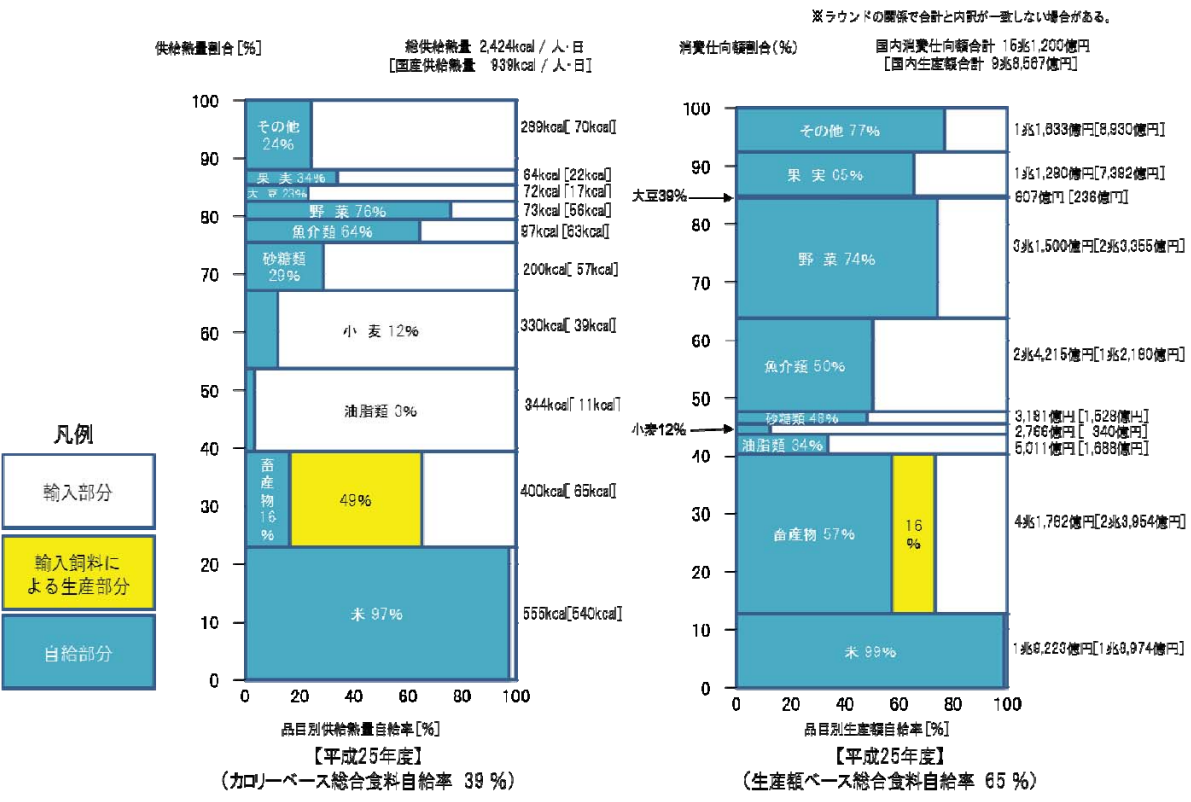


出典：タイ国貿易取引委員会  
 注：うるち精米長粒種2等相当の月初価格

# (参考3) 我が国におけるコメ

- コメの国内生産(稲作と水田)は、我が国の食料安全保障、食生活、農業・農村、国土・環境などに不可欠のもの。日本人の歴史・文化とも密接な関係。
- 一方、日本のコメ消費量が減少する中で、コメの需給調整を実施。

## ○ 我が国の食料自給率(平成25年度)



農産物市場の開放と食料の輸入依存が進む中で、コメの100%近い自給は、先進国の中で最低レベルである我が国の食料自給率を支える、食料安全保障の要。(国産供給熱量(カロリー)の58%、国内生産額の20%がコメ。)

## ○ 我が国におけるコメの重要性

- ・ 国民の主食であり、食文化の基礎  
[国産米は品質も高く、日本人の嗜好に最適。ご飯、おむすび、寿司などの他、もち、和菓子(例、団子、白玉)、米菓(例、せんべい、あられ)、日本酒などの原材料。祝事や年中行事には赤飯、鏡餅、柏餅など。]
- ・ 農業生産・農村経済の中核  
[農業生産額の2割がコメ。全耕作地の半分以上が水田。全販売農家の7割が稲作。]
- ・ 稲作や水田の有する多面的機能  
[国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料などの供給の機能以外の多面にわたる機能のこと(食料・農業・農村基本法第3条。)]
- ・ 日本人の歴史や文化と密接な関係  
[稲作の始まりにより社会(ムラ)・国家(クニ)が成立。江戸時代の各藩はコメの生産量で表され(石高制)、税もコメ(年貢)。豊作への感謝と祈りが、祭りの起源。稲作での共同作業は、日本の組織文化の基礎。]

## ○ 我が国におけるコメ需給の変化

- ・ 一人当たり年間コメ消費量(精米):  
118kg(S37(ピーク時)) → 56.9kg(H25)
- ・ コメの需要量(国内消費仕向量)(玄米):  
1,341万トン(S38(ピーク時)) → 870万トン(H25)
- ・ 国産米の生産量(玄米):  
1,445万トン(S42(ピーク時)) → 872万トン(H25)

## 56 商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移

○ 2014年の輸出数量は4,516トン（対前年比45%増）、輸出金額は約14億3千万円（同39%増）となった。

	2009年		2010年		2011年		2012年		2013年		2014年	
	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円
輸出合計	1,312 (+1%)	545 (-15%)	1,898 (+45%)	691 (+27%)	2,129 (+12%)	683 (-1%)	2,202 (+3%)	726 (+6%)	3,121 (+42%)	1,030 (+42%)	4,516 (+45%)	1,428 (+39%)
香港	481	206	654	249	779	256	916	299	1,207	377	1,744 (+44%)	497 (+32%)
シンガポール	185	79	334	126	598	183	668	208	961	300	1,295 (+35%)	371 (+24%)
台湾	333	115	271	95	183	66	154	50	168	74	407 (+142%)	155 (+110%)
オーストラリア	36	10	125	32	157	38	130	34	189	56	185 (-2%)	59 (+6%)
中国	30	14	96	43	0	0	34	14	46	19	157 (+241%)	76 (+300%)
イギリス	26	15	36	14	57	17	48	18	58	23	112 (+92%)	41 (+77%)
アメリカ	17	28	39	25	46	24	29	16	91	36	81 (-11%)	37 (+3%)
インドネシア	0	0	0	0	15	3	8	3	57	18	74 (+30%)	24 (+30%)
ドイツ	7	4	50	14	55	15	50	14	47	14	60 (+28%)	20 (+39%)
モンゴル	3	2	3	1	4	1	7	2	73	14	51 (-30%)	10 (-32%)
マレーシア	9	4	15	6	22	6	10	3	6	2	49 (+717%)	15 (+647%)
その他	185	67	275	87	213	74	148	65	169	79	301 (+38%)	123 (+27%)

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

注1：（ ）内は対前年同期増減率である。

注2：「その他」に含まれる国は、2014年についてはロシア、タイ、オランダなど33ヶ国。

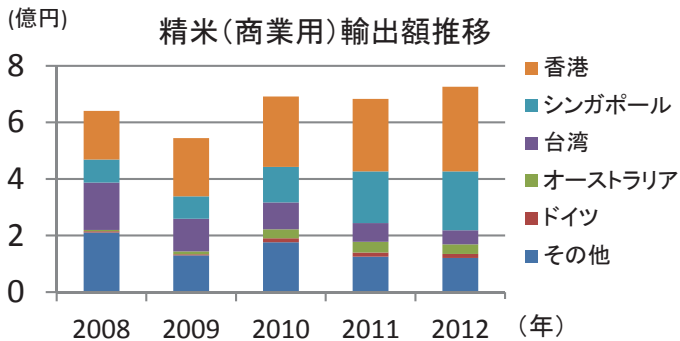
注3：数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。



# 57 コメ・コメ加工品の輸出戦略

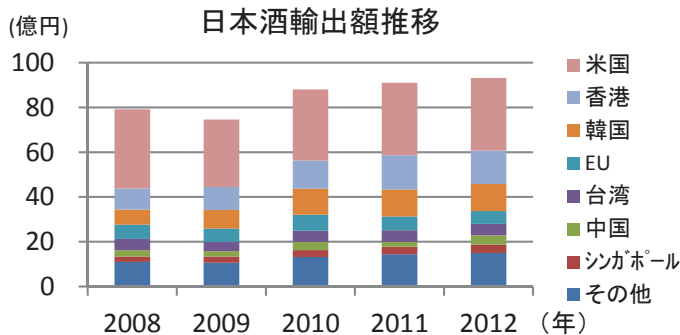
## 輸出の現状

- 精米の輸出量は、5年間で約2倍の2千t(約7億円)。香港・シンガポールで約7割。中国向けは、過去最大でも100t程度。



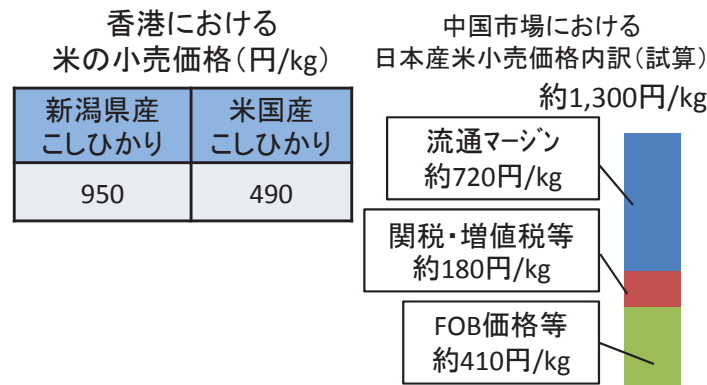
- 2012年の米菓輸出額は、約30億円。主な輸出先は、台湾、米国、香港等。

- 2012年の日本酒輸出額は約90億円。輸出先は、米国・香港で全体の5割。



## 分析

- 日本産米に対する評価は高いが、許容できる価格差には限界。
- 精米から長期間経過後も販売されているケースもあり品質にも疑問。
- 中国市場では、品質差を上回る高価格で流通しているのが実情。



- 世界のワイン消費量は、約2,400万klで、主要な消費国はEU、米国等。中国の消費量が上昇傾向。
- 世界の酒市場の大きさを考えれば、日本酒の輸出額の拡大余地は大きい。

各国を代表する酒の輸出額(2011年/億円)

日本酒	仏ワイン	英スコッチ
88	7,740	5,150

## 2020年目標と対応方向

- 輸出額目標: **600億円**。
- 精米だけでなく、包装米飯・日本酒・米菓も含めたコメ加工品の輸出に力を入れる。

- コメ(包装米飯含む)  
現地での精米の取組や炊飯ロボットと合わせた外食への販売など、日本米のプレゼンスを高める取組を推進。

★重点国

新興市場: 台湾、豪州、EU、ロシア等  
安定市場: 香港、シンガポール

- 米菓  
相手国のニーズに合った商品の開発、手軽なスナックとしてのプロモーション強化。

★重点国

新興市場: 中東、中国、EU  
安定市場: 台湾、香港、シンガポール、米国

- 日本酒  
発信力の高い都市や重点市場でのイベント・事業を実施するほか、セミナー等を通じて、日本酒の良さについて普及。日本酒の生産増に対応した酒造好適米の増産が可能となるよう措置。

★重点国

新興市場: EU、台湾、中国、ブラジル、ロシア、韓国  
安定市場: 米国、香港

# 58 食文化・食産業のグローバル展開(品目別輸出団体)

## 政策目的

○ 品目別輸出団体の設立等によるジャパン・ブランドの推進

## 実行状況

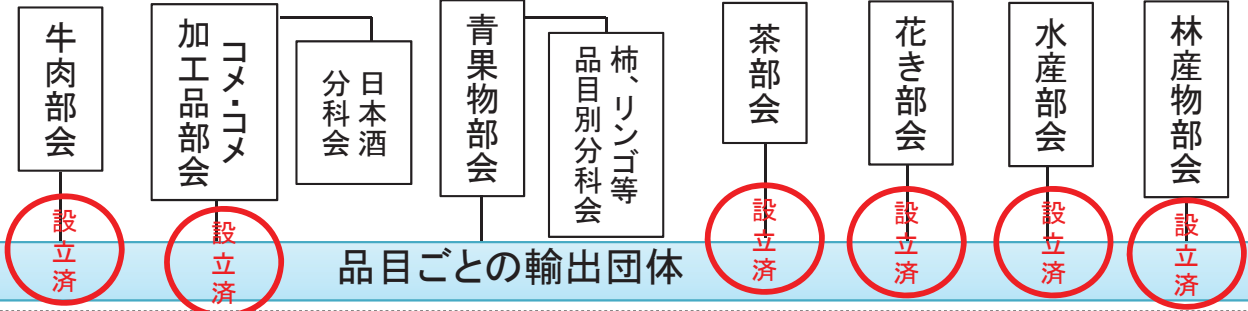
- 26年6月26日に輸出戦略実行委員会を立ち上げ、その下に7つの品目部会と5つのテーマ別部会を設置し、輸出戦略に基づく取組の検証や、実効性のある輸出拡大に向けた取組体制等に関する議論を実施。本委員会における議論等を踏まえ、27年1月に、品目ごとの今後の輸出拡大方針を決定。
- コメ・コメ加工品、牛肉、日本茶、林産物、花き、水産物についてはオールジャパンで輸出に取り組む品目別輸出団体を設立。  
※コメ・コメ加工品の輸出団体である、「全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会」は11月27日に設立。

### 司令塔 輸出戦略実行委員会

26年6月設立  
 構成: 品目別団体、全国知事会、日本貿易会、JETRO、食品産業センター、全農、全中、関係省庁  
 目的: 重点品目ごとの輸出戦略に基づき、**オールジャパンでの輸出拡大に取り組む**

#### 品目部会

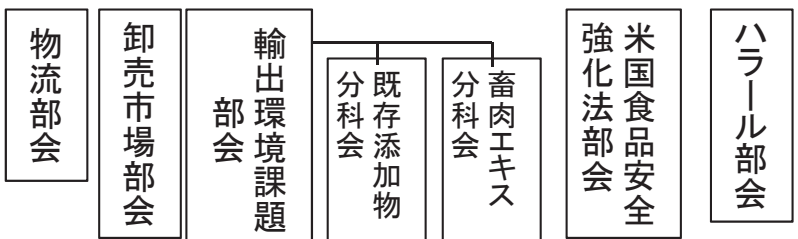
輸出商社等の専門家も含めた議論の場を設置し、品目別輸出団体等が輸出拡大に向けて取り組むべき方針を作成。



【取組】産地間連携の推進、市場調査、見本市、商談会への参加、ジャパンブランド確立、オールジャパンでの日本産品PR等

#### テーマ別部会

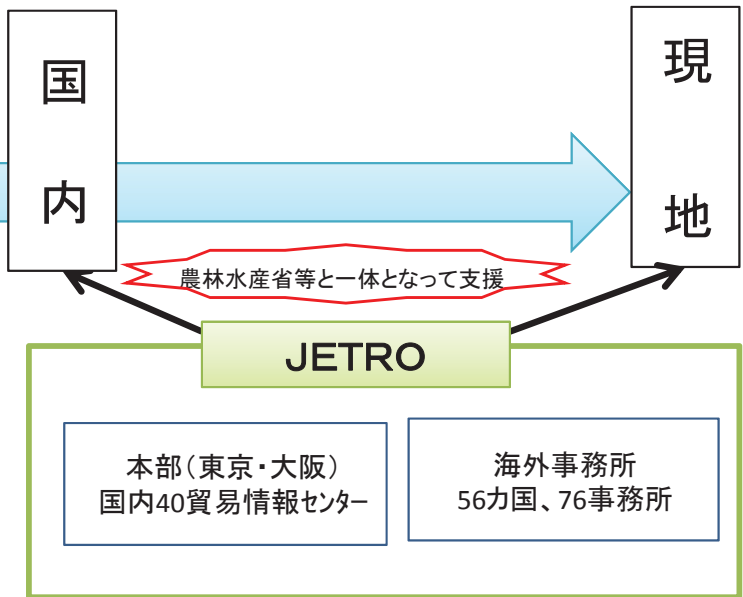
品目横断的な主要テーマについて、輸出を促進/障害を除去するための方を議論。



#### 地方ブロック意見交換会

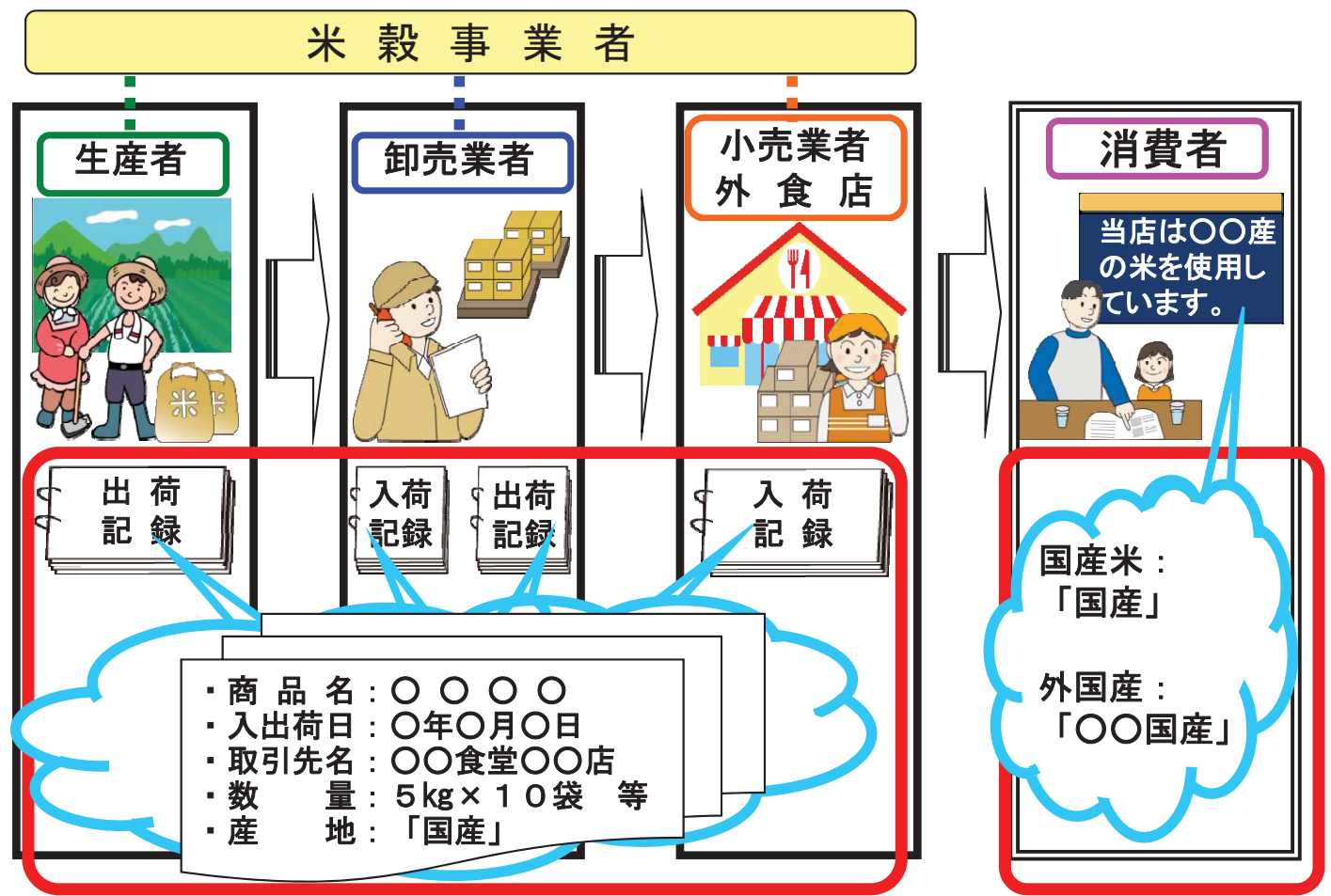
地域ごとの課題を聴取。輸出戦略、産地間連携の取組を説明し、意見交換。

2020年 輸出額1兆円目標達成



## 59 コメ・コメ加工品の輸出団体(全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会)について

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 設立   | 平成26年11月27日<br>(前身の全国米関連食品輸出促進会から改称し、組織目的を明確化し、オールジャパンの輸出団体として設立)  |
| 2. 目的   | 1. 我が国の良質な米・米関連食品の海外での需要の開拓・拡大を図り、世界のマーケットに届けるため、オールジャパンで取り組むべき共通課題の洗い出し・解決に向けた協力体制を構築すること<br>2. 輸出の拡大を通じて、我が国のコメ生産者の所得向上に資すること<br>3. 輸出拡大にむけて、協議会会員間の相互の情報収集、共有を通じ、各種連携を促進し、必要に応じて輸出事業の共同展開に資すること |
| 3. 事業内容 | 1. オールジャパンのブランド育成<br>2. 海外市場開拓調査<br>3. 産地PR・国内商談会<br>4. 海外販売促進活動<br>5. 会員ニーズに基づく共同の取組の促進 等   |
| 4. 会員数  | 68会員(平成27年2月7日現在)<br>秋田おぼこ農業協同組合、JA全農、木徳神糧株式会社、元気寿司株式会社、株式会社神明ホールディング、鈴茂器工株式会社、関谷醸造株式会社、全国米穀販売事業共済協同組合、一般社団法人全国包装米飯協会、株式会社永谷園、白鶴酒造株式会社、全国米菓工業組合、株式会社吉野家ホールディングス、株式会社ローソン 等                         |



**米穀事業者**

生産者を含め、対象品目の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての者。

**対象品目等**

- ・米穀(玄米・精米等)
- ・米粉や米こうじ等の中間原材料
- ・米飯類
- ・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

※産地情報伝達については、飼料用・バイオエタノール用に供される物は除く。

**法律公布(平成21年4月24日)**

**トレーサビリティの施行(平成22年10月1日)**

**産地情報の伝達の施行(平成23年7月1日)**

**米穀流通監視官の設置(平成23年9月1日)**

## トレーサビリティ

問題が発生した場合の流通ルートの手速やかな特定と回収

取引記録の虚偽記載等の違反があった場合には、50万円以下の罰金。

## 産地情報の伝達

米穀等の産地情報を一般消費者にまで伝達

事業者間で、虚偽の産地情報伝達等の違反があった場合には、50万円以下の罰金。  
 一般消費者に対し産地情報伝達の違反があった場合には、勧告・命令(当該命令に従わなかった場合には、50万円以下の罰金)。

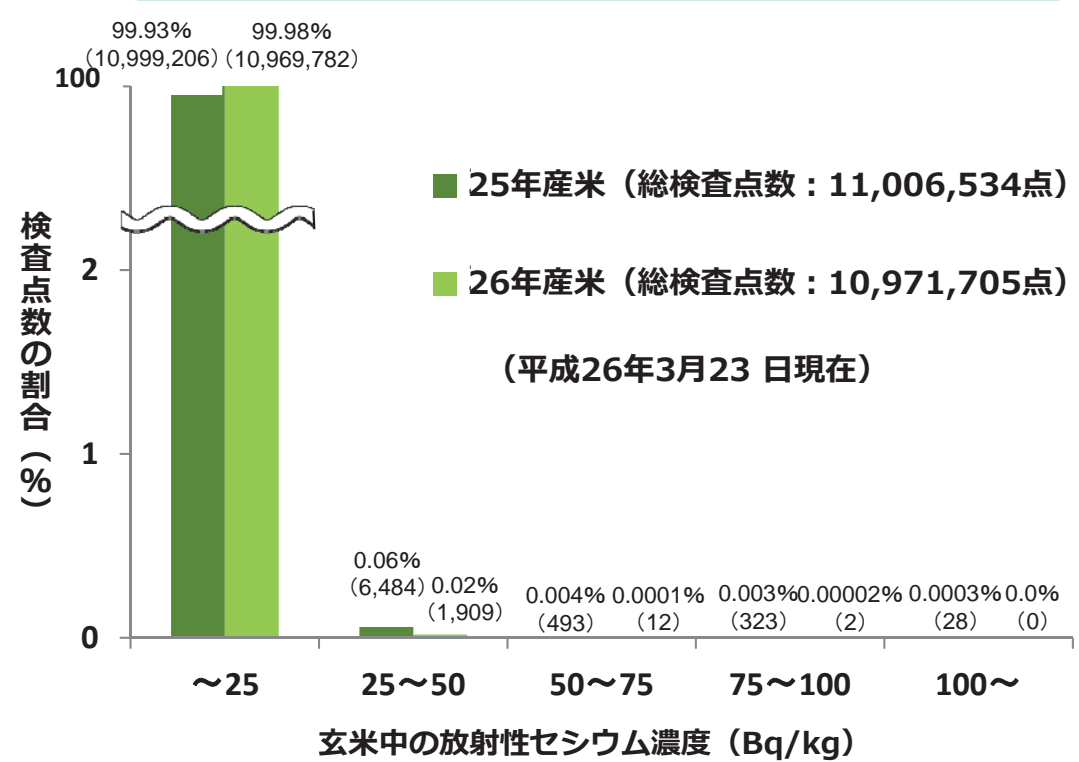
# 61 米の放射性物質濃度低減に向けた継続的検査と技術指導

- 米については、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全確保を図る。
- 農地の反転耕等による除染やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。
- 福島県では、24年産及び25年産米と同様、26年産米でも県全体で全袋検査(26年3月23日時点で約 1,097万袋)を実施。検査結果はすべて基準値以下。

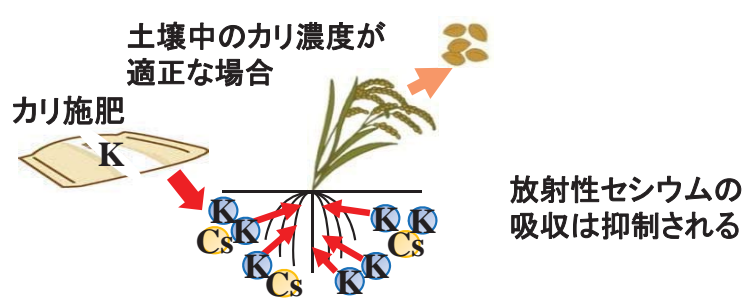
## 米の全袋検査



## 25年産及び26年産の福島県の米の全袋検査結果

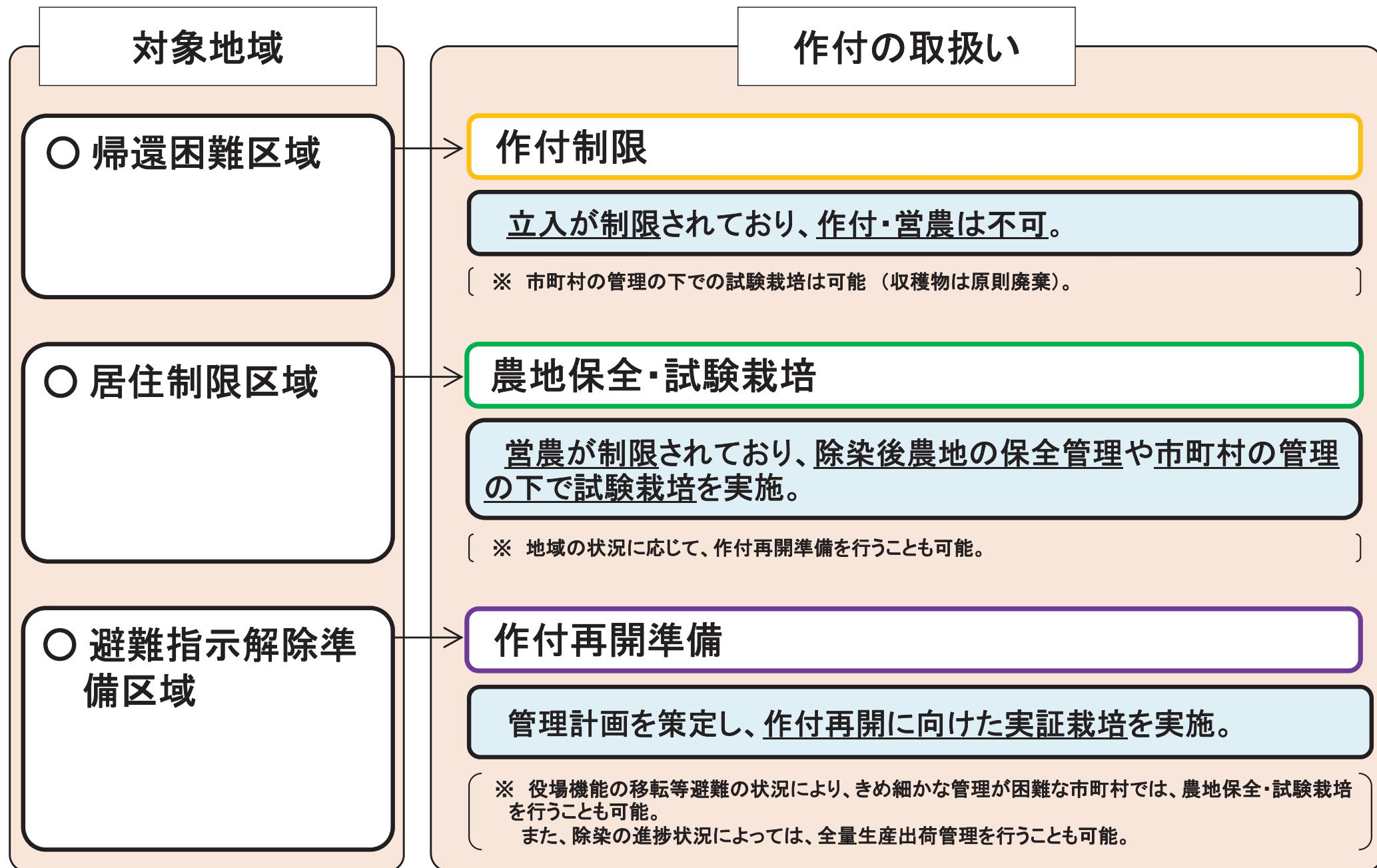


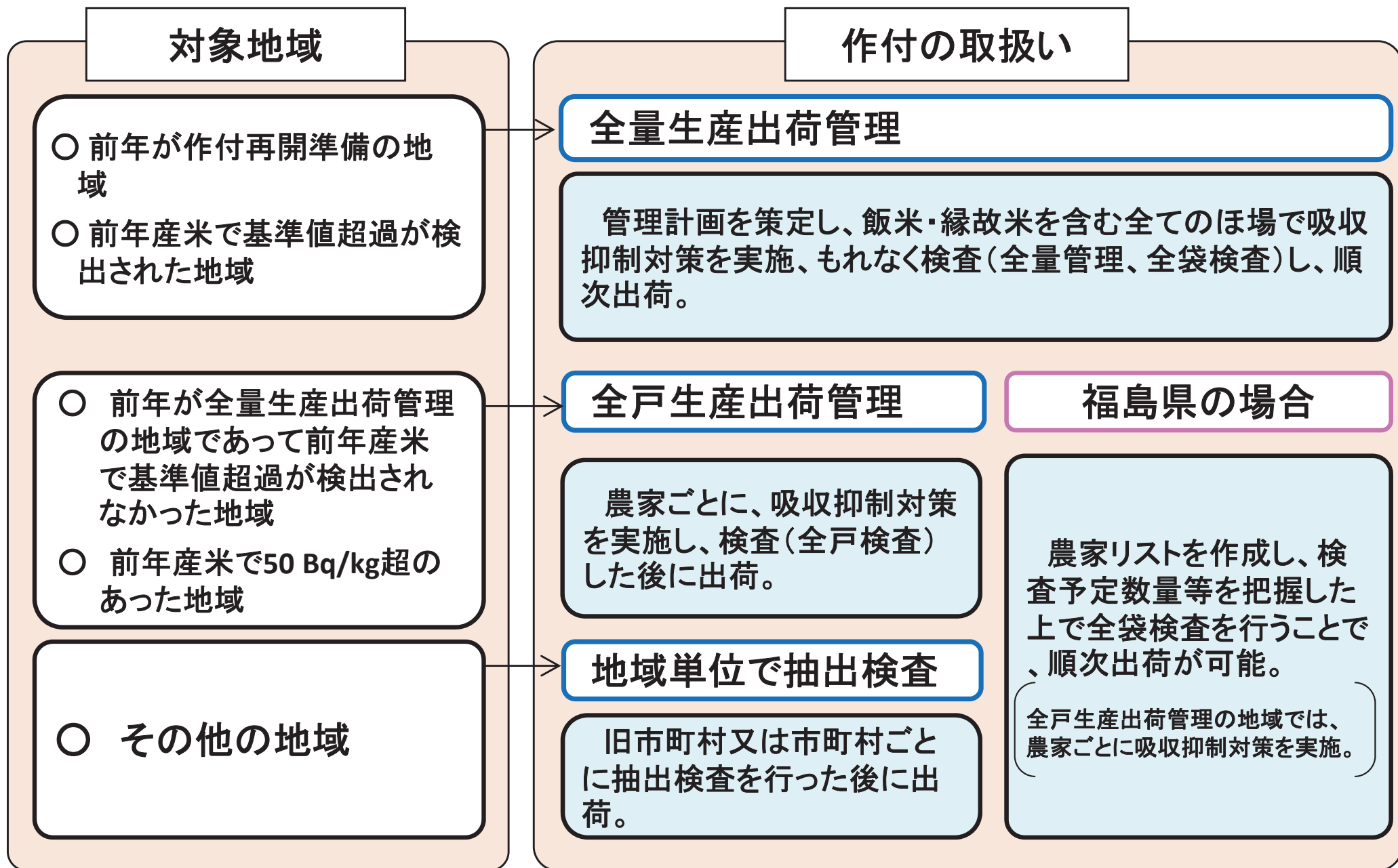
## カリ施肥による稲の吸収抑制対策



## 今後の主な取組

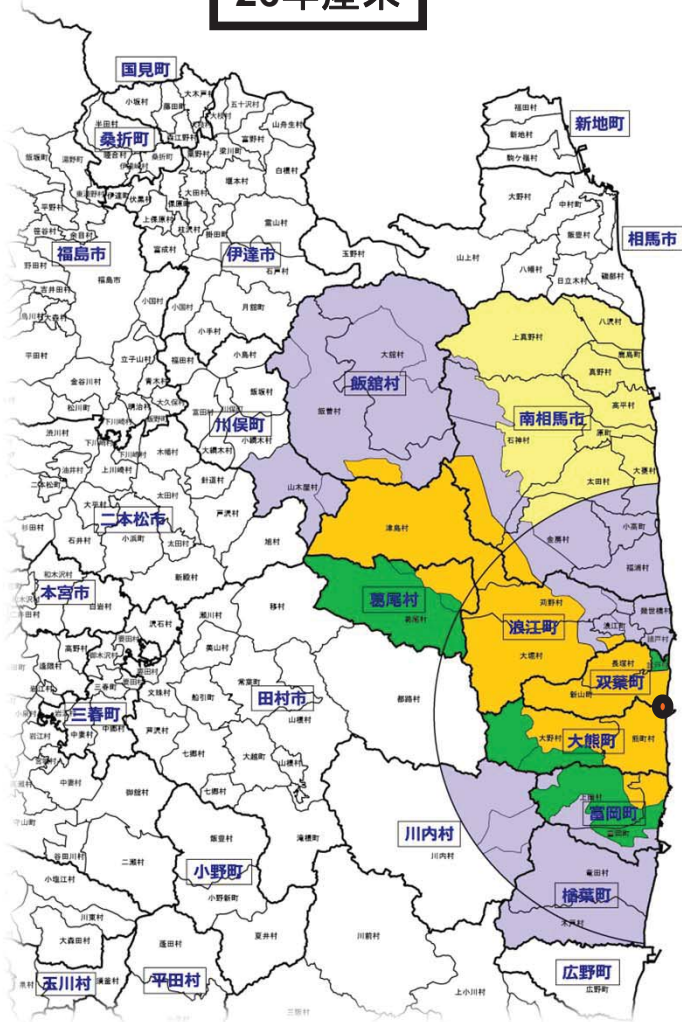
- 27年産についても、26年産同様に、作付制限、吸収抑制対策等及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全確保を図る。
- 福島県において、27年産の全袋検査について検討中。



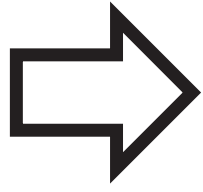
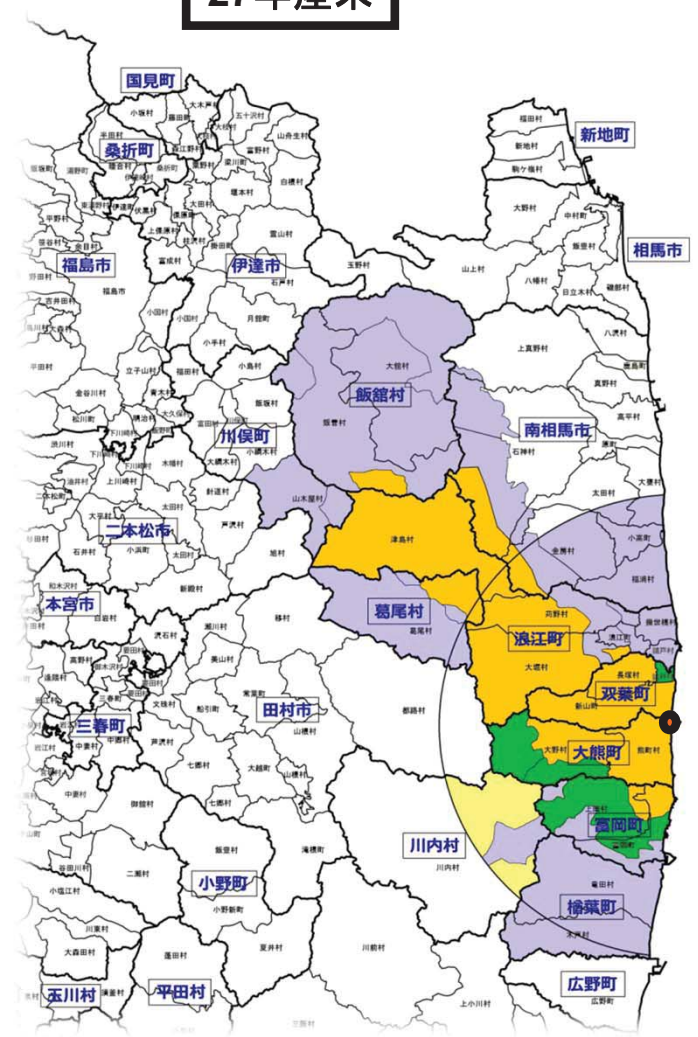






# 63 27年産米の作付制限等の対象地域(26年産との比較)


26年産米



27年産米



- 
**作付制限**  
 作付・営農は不可。
- 
**農地保全・試験栽培**  
 除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。
- 
**作付再開準備**  
 管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。
- 
**全量生産出荷管理**  
 管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。


**福島第一原子力発電所**

